

教育・保育の提供区域の設定並びに 計画策定に向けた方針について

令和元年6月28日(金)
豊川市 子育て支援課

＜教育・保育提供区域について＞

平成27年度からの子ども・子育て支援新制度において、市町村は地域の実情に応じて、質の高い「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」が適切に提供されるよう、その「量の見込み」と提供体制の「確保方策」を定めた5年を計画期間とする「市町村子ども・子育て支援事業計画」を作成する。



「量の見込み」と「確保方策」を設定する単位として、
「教育・保育提供区域（以下、「区域」）」を設定

【参考】

○子ども・子育て支援法第61条第2項第1号

市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域

○子ども・子育て支援法に基づく基本指針(案)

- ①小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域を定める必要がある。
- ②地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえて設定する。
- ③教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることが基本。
- ④一方、認定区分ごと、地域子ども・子育て支援事業の事業ごとに設定することができる。

◆区域ごとの事業計画の記載イメージ

「量の見込み」と「確保方策」を区域ごとに設定し、事業計画に記載。

●教育・保育

【A区域】

		1年目			2年目			3年目		
		1号認定	2号認定	3号認定	1号認定	2号認定	3号認定	1号認定	2号認定	3号認定
		3～5歳 学校教育のみ	3～5歳 保育の 必要性 あり	0～2歳 保育の 必要性 あり	3～5歳 学校教育のみ	3～5歳 保育の 必要性 あり	0歳 保育の 必要性 あり	3～5歳 学校教育のみ	3～5歳 保育の 必要性 あり	0歳 保育の 必要性 あり
①量の見込み (必要利用定員総数)		300人	200人	200人	300人	200人	200人	300人	200人	100人
②確保 の内容	教育・保 育施設	300人	200人	80人	300人	200人	150人	300人	200人	150人
	地域型保 育事業			20人			30人			50人
②-①過不足		0人	0人	▲100人	0人	0人	▲20人	0人	0人	0人



【B区域】

:

●地域子ども・子育て支援事業

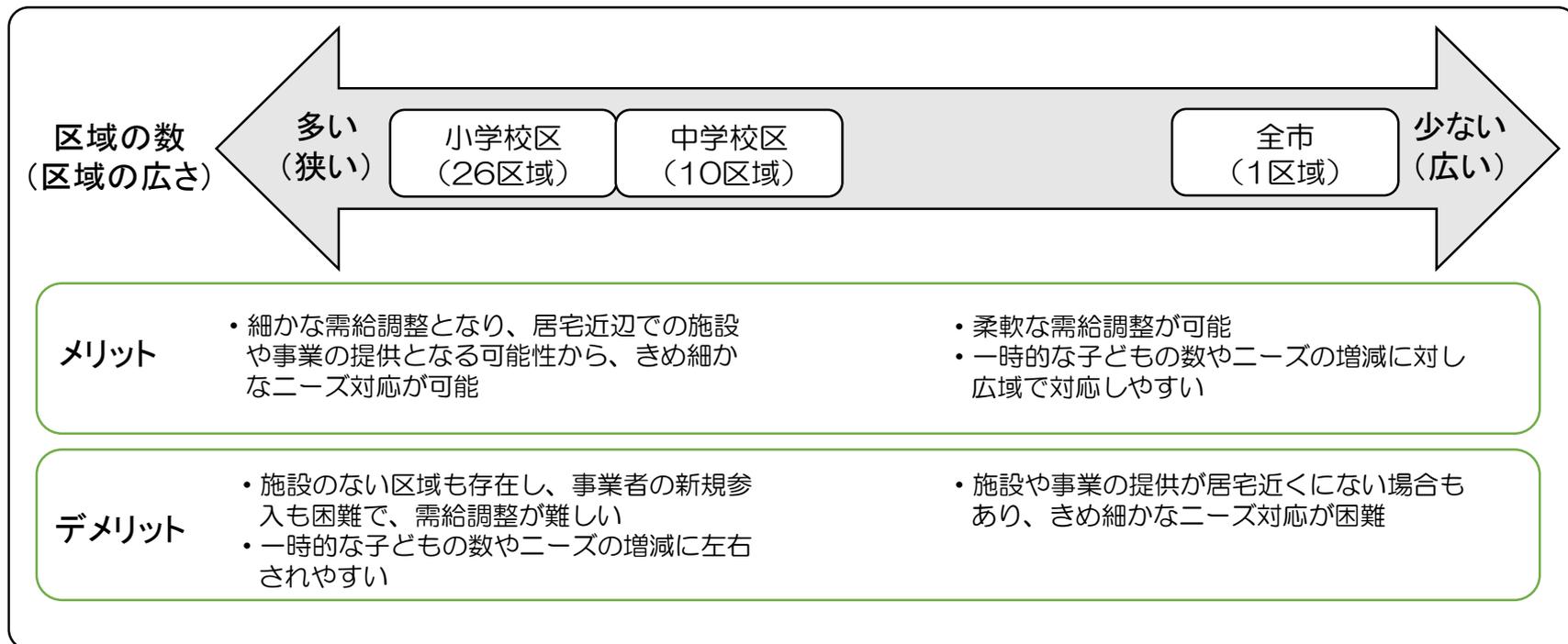
【A区域】

時間外保育事業 (延長保育事業)	1年目	2年目	3年目
①量の見込み	200人	200人	200人
②確保の内容	150人	180人	200人
②-①過不足	▲50人	▲20人	0人



:

◆想定される区域設定



◆区域設定をするためのポイント

①事業量の調整をする上で適切な範囲

留意点：区域内における児童数や施設数、区域ごとの適切な量の見込み

②事業の利用実態を反映

留意点：保護者や子どもの移動範囲、区域内での事業確保の可能性、現在の事業との比較

◆第1期計画における区域設定

第1期計画においては、本市の「量の見込み」と「確保方策」を設定する単位として、中学校区を2～3校区ずつ組み合わせた4区域とした。

- ・「認定区分」、「地域子育て支援事業」ごとに市域全体を1つの区域とするか、4つの区域に分けて計画を定めるかを検討した
- ・移動可能範囲は問題ない
- ・区域ごとの児童数や保育所箇所数などの差が少ない
- ・豊川市高齢者福祉計画における区割りと同じであり一定の周知がされており、市として計画間の整合性が取れる

＜参考＞豊川市高齢者福祉計画(H30.3)における区域設定

高齢者が日常生活を営む地域として地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件、施設の整備状況などを総合的に勘案して設定

設定区域：東部(東部中・一宮中) 西部(西部中・音羽中・御津中) 南部(小坂井中・南部中) 北部(金屋中・代田中・中部中)

第1期計画策定時の区域一覧

4 圏域	東部圏域	南部圏域	西部圏域	北部圏域
中学校区	一宮中学校区 東部中学校区	南部中学校区 小坂井中学校区	西部中学校区 音羽中学校区 御津中学校区	金屋中学校区 中部中学校区 代田中学校区
(参考) 小学校区	・一宮西部、一宮 東部、一宮南部 ・豊川、東部、桜 木、豊	・牛久保、中部、 天王 ・小坂井西、小坂 井東	・国府、御油 ・萩、長沢、赤坂 ・御津北部、御津 南部	・三蔵子、金屋 ・千両、八南、平 尾 ・桜町、代田

◆第2期計画における区域設定

- ・第1期計画の4区域について再検討した結果、移動可能範囲に問題がないことや、区域ごとの児童数等に大きな差がないこと、高齢者福祉計画の日常生活圏域とも合致しており市民へ浸透していることから、第2期計画の「量の見込み」と「確保方策」を設定する単位として、第1期計画における4区域を継続する。
- ・「認定区分」、「地域子育て支援事業」ごとに市域全体を1つの区域とするか、4つの区域に分けて計画を定めるかを検証する

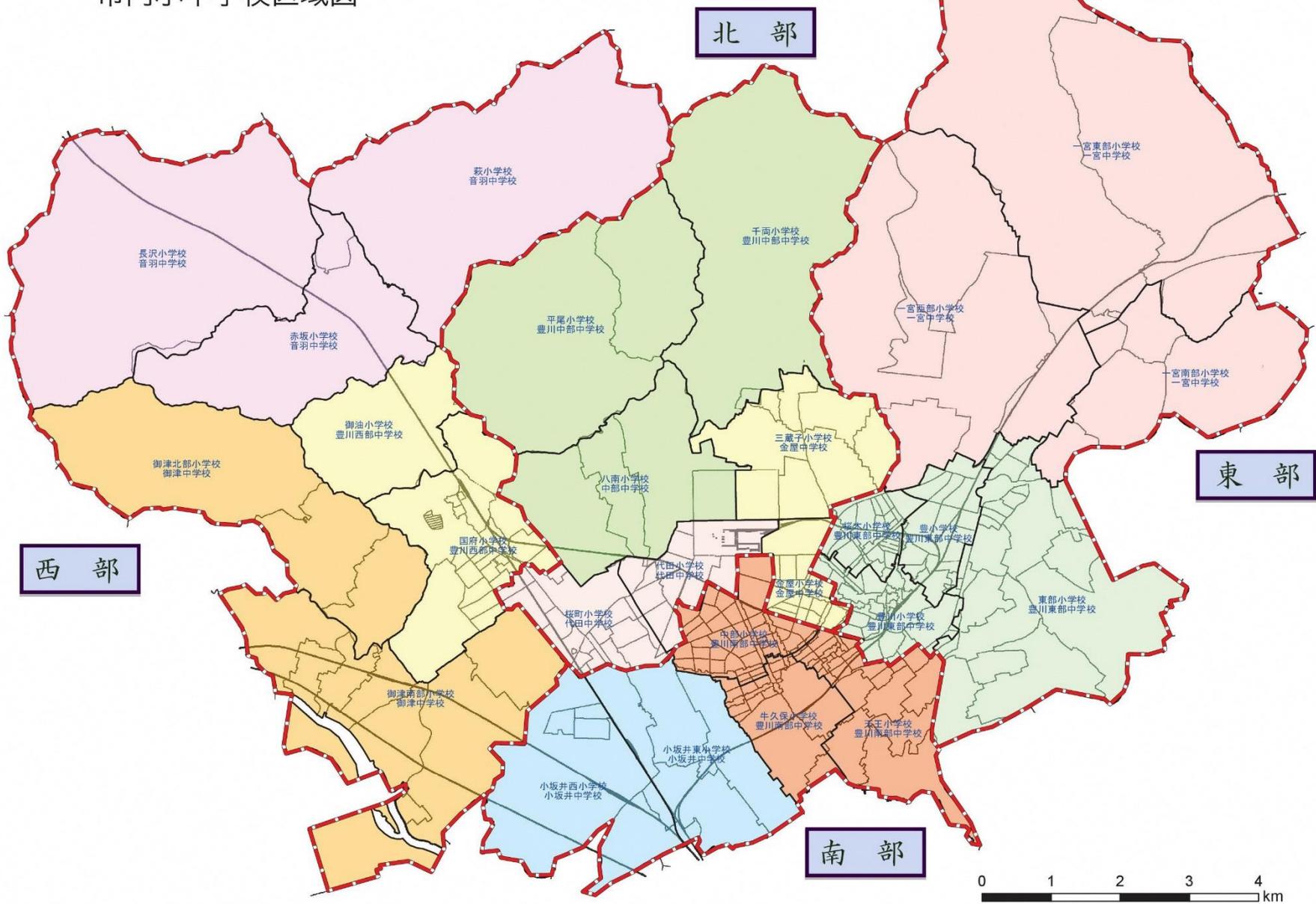
(参考) 4区域の児童数・保育所箇所数

区域	東部 (一宮・東部)	南部 (南部・小坂井)	西部 (西部・音羽・御津)	北部 (金屋・中部・代田)
0～5歳児童数	2,330人	2,324人	2,238人	2,993人
児童数の差	最大差 755人 率 1.34倍			
保育所箇所数	11箇所	11箇所	13箇所	13箇所
保育所の差	箇所数差 2箇所 1箇所当たり児童数の差 58.1人			
その他施設数	認定こども園 1箇所 幼稚園 3箇所	認定こども園 1箇所 幼稚園 1箇所 小規模保育 1箇所	幼稚園 1箇所	小規模保育 3か所

資料:0～5歳児童数は住民基本台帳、保育所・施設箇所数は庁内資料



市内小中学校区域図



◆「教育・保育」の量の見込みと区域の設定

●量の見込みの算出方法

「量の見込み（人）」＝「家庭類型別児童数」×「利用意向率」

○1号認定（認定こども園及び幼稚園）

(1) 対象家庭類型 = $C' + D + E' + F$

(2) 対象年齢 = 3歳以上

(3) 利用意向率 = アンケート（就学前）の問16で「1.幼稚園」「4.認定こども園」を選択した者の割合

○2号認定（幼児期の学校教育の利用希望が強いと想定されるもの）

(1) 対象家庭類型 = $A + B + C + E$

(2) 対象年齢 = 3歳以上

(3) 利用意向率 = アンケート（就学前）の問15-1で「1.幼稚園」を選択した者の割合

○2号認定（認定こども園及び保育園）

(1) 対象家庭類型 = $A + B + C + E$

(2) 対象年齢 = 3歳以上

(3) 利用意向率 = アンケート（就学前）の問16で「1.幼稚園」から「10.居宅訪問型保育」を選択した者の割合から「2号認定（幼児期の学校教育の利用希望が強いと想定されるもの）」の割合を控除した割合

○3号認定（認定こども園及び保育園＋地域型保育）

- (1) 対象家庭類型 = A+B+C+E
 (2) 対象年齢 = 0歳児、1・2歳児
 (3) 利用意向率 = アンケート（就学前）の問16で「3.保育所」から「10.居宅訪問型保育」を選択した者の割合

●量の見込みの算出結果

※以下のページで算出している量の見込みについて、全体には圏域不明の方を含むため、圏域別の量の見込みの計が全体の量の見込みに一致しないことがあります。

○1号認定（認定こども園及び幼稚園）

＋2号認定（幼児期の学校教育の利用希望が強いと想定されるもの）

	実績	量の見込み(人)				
	H30	R2	R3	R4	R5	R6
市合計	1,371	599	586	576	574	574
		233	228	224	223	223

上段：1号認定（認定こども園及び幼稚園）

下段：2号認定（幼児期の学校教育の利用希望が強いと想定されるもの）

○2号認定(認定こども園及び保育園)

	実績	量の見込み(人)				
	H30	R2	R3	R4	R5	R6
市合計	3,504	3,756	3,675	3,612	3,595	3,599
東部	748	968	918	901	903	907
南部	902	887	855	824	817	817
西部	811	837	843	852	846	835
北部	1,043	1,081	1,074	1,049	1,043	1,053

○3号認定(認定こども園及び保育園＋地域型保育):0歳

	実績	量の見込み(人)				
	H30	R2	R3	R4	R5	R6
市合計	109	1,163	1,148	1,118	1,082	1,061
東部	13	285	280	274	263	257
南部	33	271	265	257	248	240
西部	32	224	221	214	209	204
北部	31	365	365	357	346	344

○3号認定(認定こども園及び保育園＋地域型保育):1・2歳

	実績	量の見込み(人)				
	H30	R2	R3	R4	R5	R6
市合計	1,207	2,428	2,440	2,383	2,324	2,276
東部	226	547	554	534	520	508
南部	323	498	502	488	476	462
西部	271	618	608	599	579	568
北部	387	770	780	765	752	740

◆地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと区域の設定

①時間外保育事業(延長保育事業)

【事業概要】

保護者の勤務時間や通勤時間の都合等により、通常の保育時間では対応できないニーズに対応するため、保育時間の延長を行う。

【実施状況】

指定園方式により、19時30分までの延長保育を実施している園は16園

●第1期計画(H27~31)での取り組み

目標:16箇所まで19:30まで延長しており、現在の提供体制を維持していく

状況:必要量を維持・確保している

●量の見込みの算出方法

「量の見込み(人)」＝「家庭類型別児童数」×「利用意向率」

(1) 対象家庭類型 ＝ A+B+C+E

(2) 対象年齢 ＝ 0歳から5歳以下

(3) 利用意向率 ＝ アンケート(就学前)の間15-1で、平日に定期的に利用している幼稚園や保育園などの利用状況について、「3. 保育所」～「10. 居宅訪問型保育」のいずれかを選択し、かつ、利用希望の終了時間が「18時以降」と回答した者の割合

●量の見込みの算出結果

区域	実施園数	在園児数	利用実績	量の見込み(人)				
			H30	R2	R3	R4	R5	R6
市合計	16	4,820	132	2,213	2,187	2,142	2,108	2,089
東部	3	987	29	554	540	526	519	514
南部	5	1,258	44	627	615	595	584	576
西部	3	1,114	23	457	455	453	445	438
北部	5	1,461	36	571	572	559	551	551

※参酌標準

利用希望把握調査等により把握した、小学校就業学前子どもの保育に係る希望利用時間帯を勘案して、計画期間内における適切と考えられる目標事業量を設定すること。

◆地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

②放課後児童健全育成事業(児童クラブ)

【事業概要】

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生児童の健全な育成を図るため、授業の終了後に適切な遊びの場と生活の場を提供する。

【実施状況】

市内26小学校すべてに設置。(H31.4.1現在:公設36、保護者会7)

●第1期計画(H27~31)での取り組み

目標:平成27年度時点で31箇所(定員1,306人)を平成31年度までに48箇所(定員1,611人)へ拡大
開所時間を19時まで

状況:平成30年度時点で41箇所(定員1,683人)

開所時間は公設クラブは18時まで、保護者会運営では18:30、18:45、19:00、19:30までの
4パターン

●量の見込みの算出方法

「量の見込み(人)」＝「家庭類型別児童数」×「利用意向率」

(1) 対象家庭類型 ＝ A+B+C+E

(2) 対象年齢 ＝ 小学1~3年生(低学年) 小学4~6年生(高学年)

(3) 利用意向率 ＝

低学年:アンケート(就学前)の間27で、平日に児童クラブの利用希望がある者の割合

高学年:アンケート(就学前)の間28で、平日に児童クラブの利用希望がある者の割合

●量の見込みの算出結果(アンケート種類:就学前)

		実施箇所数	利用実績 H31.5.1 現在	量の見込み					
				アンケートの種類	R2	R3	R4	R5	R6
低学年	市合計	43	1,242	就学前	1,967	1,886	1,907	1,888	1,864
	東部	10	276	就学前	404	404	403	397	379
	南部	10	305	就学前	342	318	325	319	310
	西部	11	282	就学前	469	447	452	448	454
	北部	12	379	就学前	694	659	670	670	674
高学年	市合計	43	261	就学前	1,051	1,045	1,024	1,030	995
	東部	10	72	就学前	41	40	39	38	39
	南部	10	110	就学前	211	215	215	219	206
	西部	11	26	就学前	248	250	237	238	228
	北部	12	53	就学前	367	359	363	364	349

●量の見込みの算出結果(アンケート種類:小学生)

		実施 箇所数	利用実績 H31.5.1 現在	量の見込み					
				アンケート の種類	R2	R3	R4	R5	R6
1 年生	市合計	43	451	小学生	663	634	663	635	627
	東部	10	106	小学生	162	170	163	152	153
	南部	10	96	小学生	173	164	179	161	156
	西部	11	98	小学生	100	93	94	98	99
	北部	12	151	小学生	220	199	223	215	209
2 年生	市合計	43	453	小学生	516	506	498	515	490
	東部	10	97	小学生	115	108	116	110	102
	南部	10	123	小学生	116	112	109	118	105
	西部	11	100	小学生	100	106	101	101	104
	北部	12	133	小学生	188	182	171	190	182
3 年生	市合計	43	338	小学生	545	512	514	503	515
	東部	10	73	小学生	95	97	93	101	94
	南部	10	86	小学生	210	187	186	180	193
	西部	11	84	小学生	90	80	86	80	80
	北部	12	95	小学生	149	145	145	135	149

●量の見込みの算出結果(アンケート種類:小学生)

		実施 箇所数	利用実績 H31.5.1 現在	量の見込み					
				アンケート の種類	R2	R3	R4	R5	R6
4 年 生	市合計	43	189	小学生	146	156	151	151	146
	東部	10	53	小学生	38	38	40	38	40
	南部	10	70	小学生	10	12	11	11	11
	西部	11	21	小学生	41	43	39	42	39
	北部	12	45	小学生	59	61	61	61	56
5 年 生	市合計	43	48	小学生	208	190	203	192	189
	東部	10	14	小学生	55	48	47	49	46
	南部	10	23	小学生	70	63	76	68	66
	西部	11	4	小学生	41	36	38	34	36
	北部	12	7	小学生	42	42	43	42	41
6 年 生	市合計	43	24	小学生	148	149	136	147	139
	東部	10	5	小学生	10	11	10	10	10
	南部	10	17	小学生	31	30	27	33	30
	西部	11	1	小学生	32	35	31	33	29
	北部	12	1	小学生	85	76	77	80	78

◆就学前児童用アンケートからの算出方法

- ① 就学前児童用アンケートの間27、28で、5歳児を持つ方の回答において、小学校低学年(1～3年)、小学校高学年(4～6年生)の間の放課後の過ごし方で、「放課後児童クラブ」を選択した方の家庭類型別の割合を算出(無回答者を除く)。＝利用意向率
- ② 6～8歳、9～11歳の推計児童数から家庭類型別の児童数を算出。
- ③ ①×②＝ニーズ量

◆小学生児童用アンケートからの算出方法

- ① 小学生児童用アンケートの間17で、平日の児童クラブの利用希望者の家庭類型別の割合を算出＝利用意向率
- ② 6～11歳の各歳での推計児童数から家庭類型別の児童数を算出。
- ③ ①×②＝ニーズ量

※参酌標準

小学校就学前子どもに係る保育との連続性を重視し、利用希望把握調査等により把握した放課後児童健全育成事業に係る利用希望を勘案して、計画期間内における適切と考えられる目標事業量を設定すること。なお、学年が上がるほど利用の減少傾向があることやおおむね十歳前後までに遊びや生活面で自己管理が可能となる等自立が進むことに留意すること。

◆地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

③子育て短期支援事業(ショートステイ)

【事業概要】

保護者が病気等により、子どもの養育が一時的に困難となった場合に、児童福祉施設等において短期間(1週間程度)子どもを養育・保護する。

【実施状況】

市の指定する乳児院(1箇所)、児童養護施設(1箇所)及び母子生活支援施設(1箇所)において実施。

●第1期計画(H27~31)での取り組み

目標:計画策定時の箇所数(3箇所)を維持し継続実施

状況:平成30年度実績で箇所数3箇所、延利用日数50人日

●量の見込みの算出方法

「量の見込み(人日)」=「家庭類型別児童数」×「利用意向率」×「利用意向日数」

(1) 対象家庭類型 = 全ての家庭類型

(2) 対象年齢 = 0歳から5歳以下

(3) 利用意向率 =

アンケート(就学前)の間26で、子どもを泊りがけで家族以外にみてもらわなければならないことがあったと回答し、その場合の対処方法として「イ 短期入所生活援助事業(ショートステイ)を利用した」、「オ 仕方なく子どもだけで留守番させた」と回答した者の割合

(4) 利用意向日数

「イ 短期入所生活援助事業(ショートステイ)を利用した」、「オ 仕方なく子どもだけで留守番させた」と回答した者の平均利用日数

●量の見込みの算出結果

	実施 箇所数	利用実績(人日)		量の見込み(人日)				
		H29	H30	R2	R3	R4	R5	R6
市合計	3	82	50	22	21	21	21	21

※参酌標準

利用希望把握調査等により把握した、保護者の疾病や仕事等のやむを得ない理由により家庭において子どもを養育することが一時的に困難となった期間の実績に基づき、子育て援助活動支援事業等の他の事業による対応の可能性も勘案しながら、計画期間内における適切と考えられる目標事業量を設定すること。

◆地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

④地域子育て支援拠点事業

【事業概要】

子育て支援センター、つどいの広場、児童館など親子が気軽に集まることができる地域の拠点となる事業・施設において、子育て不安に対する相談・指導や子育てサークルへの支援等、地域の子育て家庭に対する支援を行う。

【実施状況】

子育て支援センター(1箇所)、つどいの広場(1箇所)及び児童館(11箇所)において実施。

●第1期計画(H27~31)での取り組み

目標:子育て支援の拠点として、気軽に親子が集い、交流できる場の提供や、子育て相談等の育児支援を実施。児童館や関係機関・団体等と連携し、子育てを支援する仕組みを充実。

状況:子育て支援センター利用者数406人(H30)、つどいの広場利用者数15,338人(H30)

●量の見込みの算出方法

「量の見込み(人回)」＝「家庭類型別児童数」×「利用意向率」×「利用意向回数」

(1) 対象家庭類型 ＝ 全ての家庭類型

(2) 対象年齢 ＝ 0歳から2歳以下

(3) 利用意向率 ＝

アンケート(就学前)の問18で、「1.子育て支援センター・つどいの広場」「2.児童館」を利用していると回答した人数と、問19で、「1.利用していないが、今後利用したい」と回答した人数の割合

(4) 利用意向回数

問18で「1.子育て支援センター・つどいの広場」「2.児童館」を利用している、問19で「1.利用していないが、今後利用したい」、「2.すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」と回答した者の平均利用回数

●量の見込みの算出結果

	平成30年度 年間利用者数(人回)			量の見込み(人回)				
	子育て支援センター	つどいの広場	児童館	R2	R3	R4	R5	R6
市合計	406	15,338	229,195	86,990	86,898	84,807	82,494	80,810
東部			29,407	15,745	15,789	15,288	14,831	14,477
南部			49,333	27,139	27,062	26,320	25,552	24,783
西部			60,643	16,821	16,558	16,249	15,754	15,445
北部			89,812	26,881	27,099	26,556	25,976	25,669

※参酌標準

利用希望把握調査等により把握した、地域子育て支援拠点事業の希望利用日数等に基づき、居宅より容易に移動することが可能な範囲で利用できるよう配慮しながら、計画期間内における適切と考えられる目標事業量を設定すること。

◆地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

⑤一時預かり事業

【1】幼稚園における在園児を対象とした一時預かり

【2】保育の必要性がある幼稚園利用者(2号認定)の一時預かり

【事業概要】

通常の幼稚園教育時間の開始前や終了後、夏休みなどの幼稚園休業日に園児を預かる事業

【実施状況】

平成31年度より、新たに認定こども園1園で預かり保育を開始しており、幼稚園5園と認定こども園2園の計7園で実施。

●量の見込みの算出方法

【1】幼稚園における在園児を対象とした一時預かり

「量の見込み(人日)」＝「家庭類型別児童数」×「利用意向率」×「利用意向日数」

(1) 対象家庭類型 ＝ 1号認定による利用：C' + D + E' + F

(2) 対象年齢 ＝ 3歳から5歳以下

(3) 利用意向率 ＝

アンケート(就学前)の問15-1で「1.幼稚園」または「4.認定こども園」を選択し、かつ、問25(不定期事業の利用意向)で「1.利用したい」と回答した者の割合と、問15-1で「1.幼稚園」または「4.認定こども園」を選択し、かつ、問24で「1.一時預かり」から「6.その他」を選択した者のうち「1.一時預かり」または「2.幼稚園の預かり保育」を選択した者の割合

(4) 利用意向日数

問25で「1.利用したい」と回答した者の平均日数

●量の見込みの算出方法

【2】保育の必要性がある幼稚園利用者（2号認定）の一時預かり

「量の見込み（人）」＝「家庭類型別児童数」×「利用意向率」×「利用意向日数」

(1) 対象家庭類型 ＝ 2号認定による利用：A+B+C+E

(2) 対象年齢 ＝ 3歳から5歳以下

(3) 利用意向率 ＝ 1.0

(4) 利用意向日数 ＝ 2号認定のうち、幼児期の学校教育の利用希望が強いと想定されるものの間12(1)-1で把握する就労日数

●量の見込みの算出結果

【1】幼稚園における在園児を対象とした一時預かり

【2】保育の必要性がある幼稚園利用者(2号認定)の一時預かり

	実施 箇所数	利用実績 (人日)	量の見込み(人日)					
			H30	R2	R3	R4	R5	R6
市合計	6	31,491	【1】	7,783	7,616	7,486	7,451	7,459
			【2】	59,135	57,866	56,877	56,609	56,670

※参酌標準

利用希望把握調査等により把握した、小学校就学前子どもを一時的に第三者に預けた日数(幼稚園の預かり保育を利用した日数(幼稚園の預かり保育を定期的に利用した場合を除く。))を含む。)の実績に、今後の利用希望を加えたものを勘案して、子育て援助活動支援事業等の他の事業による対応の可能性も勘案しながら、計画期間内における適切と考えられる目標事業量を設定すること。

◆地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

⑤一時預かり事業

【3】幼稚園における在園児を対象とした一時預かり(預かり保育)以外

【事業概要】

保護者の私用などで、一時的に家庭で保育できない場合に利用

【実施状況】

市内12箇所の保育所で、一時的保育として実施

●量の見込みの算出方法

【3】幼稚園における在園児を対象とした一時預かり(預かり保育)以外

「量の見込み(人日)」＝「家庭類型別児童数」×「利用意向率」×「利用意向日数」
 －「幼稚園における在園児を対象とした一時預かりの利用意向日数」
 －問24「5.ベビーシッター」「6.その他」の利用日数

(1) 対象家庭類型 ＝ すべての家庭類型

(2) 対象年齢 ＝ 0歳から5歳以下

(3) 利用意向率 ＝

アンケート(就学前)の問25(不定期事業の利用意向)で「1.利用したい」と回答した者の割合

(4) 利用意向日数

問25で「1.利用したい」と回答した者の平均日数

●量の見込みの算出結果

【3】幼稚園における在園児を対象とした一時預かり(預かり保育)以外

	実施 箇所数	利用実績 (人日)	量の見込み(人日)				
		H30	R2	R3	R4	R5	R6
市合計	12	7,506	61,817	61,190	59,906	58,870	58,235

※ファミリー・サポート・センター活動実績 平成29年度：2,028件 平成30年度：1,581件

※参酌標準

利用希望把握調査等により把握した、小学校就学前子どもを一時的に第三者に預けた日数(幼稚園の預かり保育を利用した日数(幼稚園の預かり保育を定期的に利用した場合を除く。))を含む。)の実績に、今後の利用希望を加えたものを勘案して、子育て援助活動支援事業等の他の事業による対応の可能性も勘案しながら、計画期間内における適切と考えられる目標事業量を設定すること。

◆地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

⑥病児・病後児保育事業

【事業概要】

病気の回復期にあり、普段通っている保育所などに通うことができない子どもを、保育施設や病院に付設された施設で一時的に預かる。

【実施状況】

市内1箇所の医療機関付設施設で実施。(イルカルーム)

平成30年度までは病後児のみを対象としていたが、平成31年度からは病児も対象としている

●第1期計画(H27~31)での取り組み

目標:市内1箇所で実施しているが、新たに1箇所の開設を目指す。

状況:1箇所 延利用日数413人(H30)

●量の見込みの算出方法

「量の見込み(人日)」=「家庭類型別児童数」×「利用意向率」×「利用意向日数」

(1) 対象家庭類型 = A+B+C+E

(2) 対象年齢 = 0歳から5歳以下

(3) 利用意向率 =

アンケート(就学前)の間23-1で「ア 父親が休んだ」「イ 母親が休んだ」と回答した者のうち間23-2で「1.できれば病児・病後児保育を利用したい」と回答した者と間23-1で「オ 病児・病後児の保育を利用した」「キ ファミリー・サポート・センターを利用した」と回答した者を合計した割合

(4) 利用意向日数

問23-2で「1.できれば病児・病後児保育を利用したい」と回答があった日数の総計と、問23-1で「才 病児・病後児保育を利用した」「キ ファミリー・サポート・センターを利用した」「仕方なく子どもだけで留守番させた」と回答があった日数の総計の合計をそれぞれの回答者数で割った数

●量の見込みの算出結果

	実施 箇所数	利用実績 (人日)	量の見込み(人日)				
		H30	R2	R3	R4	R5	R6
市合計	1	413	17,987	17,704	17,440	17,250	17,000

※参酌標準

以下のいずれかの方法で設定すること。一 法第十九条第一項第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する子どもの数を病児保育事業の利用可能性がある者と捉えた上で、利用希望把握調査等により把握した事業の利用実績及び利用希望を勘案して、計画期間内における適切と考えられる目標事業量を設定すること。二 利用希望把握調査等により把握した事業の利用実績及び利用希望を勘案して、市町村が適切と考える区域ごとに整備されるよう、計画期間内における適切と考えられる目標事業量を設定すること。※法…子ども・子育て支援法

◆地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

⑦子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

【事業概要】

保育所までの送迎、保育終了後や外出時等の一時預かりなどの子育てに関する援助を、受けたい人(依頼会員)と行いたい人(援助会員)が相互に会員となり、助け合う会員組織で、会員間のコーディネート(紹介など)やサポートなどを通して相互援助活動を支援する。

【実施状況】

豊川市ファミリー・サポート・センターで実施。

●第1期計画(H27~31)での取り組み

目標:1箇所

状況:1箇所 年間活動件数1,581件

●量の見込みの算出方法

「量の見込み(人日)」=「家庭類型別児童数」×「利用意向率」×「利用意向日数」

(1) 対象家庭類型 = すべての家庭類型

(2) 対象年齢 = 5歳児

(3) 利用意向率 =

アンケート(就学前)の低学年は問27で、高学年は問28で放課後の過ごさせたい場所として「7.ファミリー・サポート・センター」と回答した割合

アンケート(小学生)の問18で「1.利用したことがある」と回答した割合と問18-4に回答した割合

(4) 利用意向日数

(就学前)問27または問28でファミリー・サポート・センターと回答があった者の平均日数

(小学生)問18-2と問18-3における平均日数

●量の見込みの算出結果

	利用実績 (人日)	量の見込み(人日)					
	H30	アンケート の種類	R2	R3	R4	R5	R6
市合計	1,581	就学前	0	0	0	0	0
		小学生	87,202	83,608	84,532	83,677	82,633

注) 当該項目の就学前児童用アンケートの回答者は0件であった。

※参酌標準

利用希望把握調査等により把握した、子どもを一時的に第三者に預けた日数(幼稚園の預かり保育を定期的に利用した場合を除く。)の実績に基づき、一時預かり事業等の他の事業による対応の可能性も勘案しながら、計画期間内における適切と考えられる目標事業量を設定すること。

◆地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

【ニーズ調査によらずに量を見込み、計画へ位置づける事業】

⑧利用者支援事業

【事業概要】

教育・保育施設や地域の子育て支援の事業等の利用について情報集約と提供をおこなうとともに、子どもや保護者からのそれらの利用にあたっての相談に応じ、必要な情報提供・助言をし、関係機関との連絡調整等もおこなう。

【設置状況】

年度	H27	H28	H29	H30
箇所数	0	2	2	2

⑨乳児家庭全戸訪問事業

【事業概要】

生後4ヶ月までの乳児がいる全ての家庭へ、保健師、助産師等が訪問し相談に応じる。

【実施状況】

保健センターにおいて、こんにちは赤ちゃん訪問として乳児のいる全ての家庭を対象に実施。

【訪問実績】

年度	H27	H28	H29	H30
訪問件数	1,668	1,570	1,458	1,357

⑩養育支援訪問事業

【事業概要】

養育支援が必要な家庭を訪問し、養育に関する相談を受け、支援、助言等をおこなうことにより虐待に至ることを防ぐ。

【実施状況】

子育て支援課において、対象家庭を訪問し、必要な相談、指導、支援等を実施。

【訪問実績】

年度	H27	H28	H29	H30
延べ訪問件数	632	729	741	792

⑪妊婦健診事業

【事業概要】

妊婦に対し、妊婦健康診査受診票を交付。妊娠期間中14回までの妊婦健康診査を助成する。

【実施状況】

保健センターにおいて、妊娠の届出があった者に妊婦一般健康診査助成券を交付。

【訪問実績】

年度	H27	H28	H29	H30
延べ利用件数	18,051	18,432	19,142	18,054

認定区分及び地域子育て支援事業における 教育・保育の提供区域(案)と計画策定に向けた方針(案)

1 教育・保育の提供区域

認定区分	区域(案)	理由	方針(案)
1号認定 【認定こども園 (幼稚園部分)及 び幼稚園】	市域全体	各地区とも利用ニーズはあるものの、現行、市内の6幼稚園は、通園バスを運行し、ほぼ市域全体をカバーしているため市域全体で1つの区域とする。	量の見込みについては、現行の提供体制で確保されているが、今後認定こども園への移行調査等を踏まえ確保方策を検討していく。
2号認定 【認定こども園 (保育所部分)及 び保育所】	4つの区域	保護者が就労などで、基本、家庭を不在とする。加えて、子どもの送迎が必要となる。このため、生活圏域である4つの区域とする。	区域ごとの量の見込みに対して、利用実績を踏まえて目標事業量を設定し、必要な確保策を検討していく。
3号認定 【認定こども園 (保育所部分)、 保育所及び地域型 保育】	4つの区域	保護者が就労などで、基本、家庭を不在とする。加えて、子どもの送迎が必要となる。このため、生活圏域である4つの区域とする。	区域ごとの量の見込みに対して、利用実績を踏まえて目標事業量を設定し、受け入れを拡大するなど必要な確保策を検討していく。

2 地域子ども・子育て支援事業の提供区域

事業名	区域（案）	理由	方針（案）
①時間外保育事業	4つの区域	保護者が就労などで、基本、家庭を不在とする。加えて、子どもの送迎が必要となる。このため、生活圏域である4つの区域とする。	区域ごとの量の見込みに対して、利用実績を踏まえて目標事業量を設定し、実施園を拡大するなど必要な確保策を検討していく。
②放課後児童健全育成事業	4つの区域	基本は小学校区単位で実施しているが、長期休暇時など一時的なニーズの増減に対応するため、生活圏域である4つの区域とする。	現在の全小学校区による実施を維持しつつ、利用希望の多い区域や高学年の利用希望を踏まえて目標事業量を設定し、クラブの分割や民間事業者の参入などの確保策を検討していく。
③子育て短期支援事業	市域全体	各地区とも利用ニーズはあるが、利用が不定期であり、必ずしも生活圏域内に施設等が必要でないため市域全体で1つの区域とする。	量の見込みに対し、ショートステイの利用実績やこれ以外のサービスの利用実績も踏まえて目標事業量を設定し、現在実施している事業を維持継続していく。
④地域子育て支援拠点事業	4つの区域	未就学児親子が気軽に集うことができる必要があるため、生活圏域である4つの区域とする。	区域ごとの量の見込みに対して、児童館の利用実績も踏まえて目標事業量を設定し、利用者支援事業と合わせて必要な事業を検討していく。

2 地域子ども・子育て支援事業の提供区域

事業名	区域（案）	理由	方針（案）
⑤一時預かり事業（幼稚園在園児による一時預かり）	市域全体	幼稚園在園児に対する一時預かりであるため、1号認定の区域に合わせ市域全体で1つの区域とする。	利用実績やファミリー・サポート・センター事業の量の見込みも踏まえて目標事業量を設定し、必要な確保策を検討していく。
⑤一時預かり事業（その他の預かり）	市域全体	各地区とも利用ニーズはあるが、利用が不定期であり、一時的な利用の場合、必ずしも生活圏域内である必要はないため、市域全体で1つの区域とする。	量の見込みに対し、一時的保育の利用実績やこれ以外のサービスの利用実績も踏まえて目標事業量を設定し、必要な確保策を検討していく。
⑥病児・病後児保育事業	市域全体	不定期的な利用であり、市内1箇所のみ実施の事業であるため、市域全体で1つの区域とする。	量の見込みに対し、利用実績を踏まえて目標事業量を設定し、提供体制を維持継続していく。
⑦子育て援助活動支援事業	市域全体	不定期的な利用であり、市内1箇所のみ実施の事業であるため、市域全体で1つの区域とする。	利用実績や他の事業の量の見込みを踏まえて目標事業量を設定し、事業を維持継続していく。
⑧利用者支援事業	市域全体	事業の性質上、市域全体で1つの区域とする。	現在実施している事業を継続するとともに保育コンシェルジュの設置を含め体制強化を検討していく。
⑨乳児家庭全戸訪問事業	市域全体	事業の性質上、市域全体で1つの区域とする。	現在実施している体制を維持し継続実施していく。

2 地域子ども・子育て支援事業の提供区域

事業名	区域（案）	理由	方針（案）
⑩養育支援訪問事業	市域全体	事業の性質上、市域全体で1つの区域とする。	現在実施している事業を継続するとともに児童虐待防止のため要保護児童対策地域協議会を含め体制強化を検討していく。
⑪妊婦健診育事業	市域全体	事業の性質上、市域全体で1つの区域とする。	現在実施している体制を維持し継続実施していく。
⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業	市域全体	国の審議状況を踏まえて検討していく。	国の審議状況を踏まえて検討。副食費の助成の実施や、日用品・文房具その他教育等に必要な物品の購入費用の助成を検討。 事業概要：認定世帯へ教育・保育に必要な費用を助成する事業
⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	市域全体	国の審議状況を踏まえて検討していく。	国の審議状況を踏まえて検討。 事業概要：特定教育・保育施設などへの民間事業者の参入を促進するための事業